

株式会社きらり.コーポレーション定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社きらり.コーポレーションとする

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行う事を目的とする

- (1) 人材育成のための訓練・講座・セミナーの企画運営
- (2) キャリアカウンセリング及びキャリア支援に関わる事業
- (3) 学童保育事務のアウトソーシング
- (4) マーケティングコンサルタント
- (5) コンタクトセンターの企画・運営
- (6) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を熊本市に置く

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、4,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役全員の承認を受けなければならない。ただし、当社の株主に譲渡する場合は承認とみなす。

(相続人等に対する売渡請求)

第8条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の譲渡制限の付された株式を取得したものに対し、当該株式を当社に売り渡す事を請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 当社の株式の取得者が株主の氏名等株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書その取得した株

式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株主の取得者が署名又は記名押印し、共同して提出しなければならない。ただし、法務省令で定める場合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産表示請求)

第10条 当社の発行する株式につき質権の登録、変更若しくは抹消、又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名または記名押印しなければならない。

(手数料)

第11条 前2条の請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当社は、毎年5月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使できる株主とする。

2 第1項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日に株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

第3章 株主総会

(招集時期)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。

(招集通知)

第15条 株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、会日の3日前までに発する。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合は、会日の2週間前までに発するものとする。

(株主総会の議長)

第16条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

2 取締役社長に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(株主総会の決議)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第18条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、

当該提案について議決権を行使することができる株主の全員が提案内容に書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第19条 株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した取締役並びに議事の経過の要領及びその結果、その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名押印若しくは記名押印又は電子署名をし、10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役は、3名以内とする。

(取締役の資格)

第21条 取締役は、当社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任)

第22条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後5年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第24条 取締役を複数置く場合には、代表取締役1名を置き、取締役の互選により定める。

2 代表取締役は、社長とし、会社を代表し、会社の業務を執行する。

(取締役の報酬及び退職慰労金)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第26条 当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月末日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第27条 剰余金の配当は、毎年事業年度末日現在の最終株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

(配当金の除斥期間)

第28条 剰余金の配当が支払いの提供をした日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附則

(設立に際して出資される財産の最低額)

第29条 当会社の設立に際して出資される財産の最低額は金350万円とする。

(設立後の資本金の額)

第30条 当会社の設立に際して出資される財産の全額を成立後の資本金の額とする。

(最初の事業年度)

第31条 当会社の最初の事業年度は、当会社設立の日から平成24年5月末日までとする。

(設立時取締役及び代表取締役)

第32条 当会社の設立時取締役は次のとおりとする。

設立時取締役 塚本 薫、 塚本 照勝

代表取締役 塚本 薫

(発起人の氏名)

第33条 発起人の氏名、住所及び設立に際して割当を受ける株数並びに株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

現金 200株 金200万円

現物出資 150株 金150万円

発起人名 塚本 薫

(現物出資)

第34条 前1条について発起人より現物出資を受け財産を引き継ぐ、その財産の価額並びに詳細は次のとおりである。

(イ)パソコン47台

金80万円

(ノートパソコン現物出資明細)

種類・メーカー	製造番号	価額
TOSHIBA ダイナブックサテライト	85018672J	15,000

TOSHIBA ダイナブックサテライト	85018604J	15,000
TOSHIBA ダイナブックサテライト	85018663J	15,000
TOSHIBA ダイナブックサテライト	85018681J	15,000
TOSHIBA ダイナブックサテライト	85018608J	15,000
TOSHIBA ダイナブックサテライト	85018669J	15,000
TOSHIBA ダイナブックサテライト	85018656J	15,000
TOSHIBA ダイナブックサテライト	85018612J	15,000
TOSHIBA ダイナブックサテライト	85018639J	15,000
TOSHIBA ダイナブックサテライト	85018647J	15,000
TOSHIBA ダイナブックサテライト	85018649J	15,000
TOSHIBA ダイナブックサテライト	85018589J	15,000
TOSHIBA ダイナブックサテライト	85018609J	15,000
TOSHIBA ダイナブックサテライト	85018623J	15,000
TOSHIBA ダイナブックサテライト	85018666J	15,000
TOSHIBA ダイナブックサテライト	85018665J	15,000
TOSHIBA ダイナブックサテライト	85018616J	15,000
TOSHIBA ダイナブックサテライト	85018659J	15,000
TOSHIBA ダイナブックサテライト	95013968J	15,000

TOSHIBA ダイナブックサテライト	85018594J	15,000
TOSHIBA ダイナブックサテライト	85018636J	15,000
TOSHIBA ダイナブックサテライト	85018685J	15,000
TOSHIBA ダイナブックサテライト	85018629J	15,000
TOSHIBA ダイナブックサテライト	85018610J	15,000
TOSHIBA ダイナブックサテライト	85018682J	15,000
TOSHIBA ダイナブックサテライト	85018602J	15,000
TOSHIBA ダイナブックサテライト	85018596J	15,000
TOSHIBA ダイナブックサテライト	85018600J	15,000
TOSHIBA ダイナブックサテライト	85018632J	15,000
TOSHIBA ダイナブックサテライト	85018621J	15,000
富士通FMV-C8220	R6601004	15,000
富士通FMV-C8220	R6600672	15,000
富士通FMV-C8220	R6600547	15,000
富士通FMV-C8220	R6601001	15,000
富士通FMV-C8220	R6600748	15,000
富士通FMV-C8220	R6600533	15,000
富士通FMV-C8220	R6600771	15,000
富士通FMV-C8220	R6600714	15,000
富士通FMV-C8220	R6600315	15,000
富士通FMV-C8220	R6600916	15,000
富士通FMV-C8220	R6601114	15,000
富士通FMV-C8220	R6600537	15,000
富士通FMV-C8220	R6600781	15,000

富士通FMV-C8220	R6600913	15,000
富士通FMV-C8220	R6600984	15,000
富士通ライフブック AH530	ROZO0571	62,500
富士通ライフブック AH530	ROZO1111	62,500
合 計		800,000

(ロ)中古車1台 (H23.6月購入) 金70万円

トヨタプリウス NHW11

車番 73-24

目的財産の合計価額 金150万円

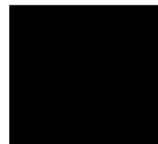
(法令の準拠)

第35条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社 きらり.コーポレーション設立のためこの定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成23年7月15日

発起人 塚本 薫



登簿平成23年第131号

この定款の発起人塚本薫の代理人宮崎和徳は、本公証人の面前で、前記発起人が自己の記名押印を自認している旨を陳述した。

よって、これを認証する。

平成23年7月15日、本公証人役場において

熊本市九品寺2丁目1番24号

熊本地方法務局所属

公証人

三浦正徳

貸借対照表

(単位：円)

株式会社きらり.コーポレーション

令和 4年 3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	30,931,203	【流動負債】	26,657,757
現金及び預金	5,250,179	短期借入金	18,559,770
売掛金	25,480,920	未払金	111,500
立替金	18,840	未払費用	5,964,889
仮払金	110,000	仮受金	35,680
前払費用	206,264	預り金	71,918
貸倒引当金	△135,000	未払法人税等	81,000
【固定資産】	7,976,608	未払消費税等	1,833,000
(有形固定資産)	573,108	【固定負債】	11,827,000
建物	5	長期借入金	11,827,000
車両運搬具	2	負債の部計	38,484,757
器具備品	573,101	純資産の部	
(投資その他の資産)	7,403,500	【株主資本】	423,054
出資金	5,898,300	[資本金]	5,000,000
保証金	1,306,000	[利益剰余金]	△4,576,946
敷金	190,000	(その他利益剰余金)	△4,576,946
預託金	9,200	繰越利益剰余金	△4,576,946
		(うち当期純利益)	(△2,264,374)
		純資産の部計	423,054
資産の部計	38,907,811	負債・純資産の部計	38,907,811

損益計算書

(単位：円)

自 令和 3年 4月 1日

株式会社きらり. コーポレーション

至 令和 4年 3月31日

科 目	金	額
【売 上 高】		65,195,583
売上総利益		65,195,583
【販売費及び一般管理費】		66,077,544
営業利益		△881,961
【営業外収益】		
受取利息	201	
雑収入	66,381	66,582
【営業外費用】		
支払利息	824,710	
役員保険料	603,402	1,428,112
経常利益		△2,243,491
【特別利益】		
貸倒引当金戻入	32,400	
有価証券評価益	27,746	60,146
税引前当期純利益		△2,183,345
法人税、住民税及び事業税		81,029
当期純利益		△2,264,374